

令和2年4月2日

各ご用者様

介護職員処遇改善加算取得に伴う負担のお知らせ

春爛漫の候、皆様方にはつつがなくお過ごしのことと拝察いたしております。

さて、平素は訪問介護ステーションゆーかりをご利用いただきまして誠にありがとうございます。今回、介護職員処遇改善加算取得の為、弊社は下記の通り申請の手続きをしております。

サービス区分	介護職員処遇改善加算	加算率
訪問介護	介護職員処遇改善加算Ⅰ	13.7%
居宅介護 重度訪問介護	介護職員処遇改善加算Ⅰ	30.2%

介護職員処遇改善加算の計算式

所定単位数*×加算率（13.7%/30.2%）×沖縄県地域単価（10.00）×自己負担（1割/2割）

*所定単位数とは～

基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数です。

処遇改善加算とは

介護制度改正により、厚生労働省が定める基準に適合している介護職員に対し、基本サービス費で減らされている職員への人件費分を「加算」という形での利用者負担を求めているものになります。こうした形で利用者負担をお願いすることで、人材を確保して、適正なサービスを保つという意味があり、これは単純に職員の給与改善という意味にとどまらず、適切な労働対価を支払い、適切なサービスの質を保つためにも最低限必要な費用となります。ご理解の程宜しくお願い致します。

株式会社ワユニティ
訪問介護ステーションゆーかり
代表取締役 安藤 充